

第百二十回 参議院大蔵委員会 會議録 第四号

平成三年三月五日(火曜日)
午後四時九分開会

委員の異動

三月五日

辞任

下条進一郎君
吉川 芳男君

補欠選任

合馬 敬君
清水嘉与子君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

大河原太一郎君

委員

梶原 清君
倉田 寛之君
鈴木 和美君
本岡 昭次君
峯山 昭範君
石川 弘君
大島 慶久君
合馬 敬君
斎藤栄三郎君
清水嘉与子君
中村 太郎君
野末 陳平君
藤田 雄山君
宮崎 秀樹君
赤桐 操君
稲村 稔夫君
久保 亘君
前畑 幸子君
村田 誠静君
和田 教美君
近藤 忠孝君
古川太三郎君

国務大臣

大蔵大臣

三治 重信君
橋本龍太郎君

政府委員

内閣参事官
兼内閣総理大臣
官房会計課長

荒田 建君
島山 善君

防衛庁防衛局長
防衛庁人事局長
経済企画庁物価
局長

坪井 龍文君
田中 努君

科学技術庁原子
力安全局長
環境庁企画調整
局長

長田 英機君
加藤 三郎君

外務大臣官房長
外務大臣官房領
事移住部長

佐藤 嘉恭君
久米 邦貞君

外務省北米局長
外務省中近東ア
フリカ局長

松浦晃一郎君
渡辺 允君

外務省経済協力
局長
大蔵政務次官

川上 隆朗君
上杉 光弘君

大蔵省主計局次
長
大蔵省主税局長

小村 武君
尾崎 護君

大蔵省国際金融
局長
農林水産省畜産
局長

千野 忠男君
岩崎 充利君

事務局長
常任委員会専門
員

下村 純典君

説明員
人事院事務総局
任用局企画課長

角野 敬明君

○湾岸地域における平和回復活動を支援するため
平成二年度において緊急に講ずべき財政上の措
置に必要な財源の確保に係る臨時措置に関する
法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(大河原太一郎君) ただいまから大蔵委
員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。
本日、下条進一郎君及び吉川芳男君が委員を辞
任され、その補欠として合馬敬君及び清水嘉与子
君が選任されました。

○委員長(大河原太一郎君) 次に、湾岸地域にお
ける平和回復活動を支援するため平成二年度にお
いて緊急に講ずべき財政上の措置に必要な財源の
確保に係る臨時措置に関する法律案を議題といた
します。
本案の趣旨説明は三月一日に聴取しております
ので、これより質疑に入ります。
質疑のある方は順次御発言を願います。

○村田誠静君 私は、先日行いました本会議の質
問の細部にわたって大蔵省及び関係省庁に御質問
をしたいと思ひます。

まず第一点は、私は本会議で日本中央競馬会の
決算について、第二国庫納付金約九百五十億円が
見込めるのではないかと質問をいたしました。が、
中央競馬会の決算の状況がどういふふうになつて
いるのか、第二国庫納付金が幾ら計上されるの
か、それをお聞きしたいと思います。

農水省にはその一点だけだと思つておりました
ら、実は三月二日の新聞によりますと、政府筋の
発表として、競馬法を改正し現在七五%の競馬の
配当率を実質的に引き上げる方針を明らかにした
という報道がなされておりますが、ついてはこれ
についても子細に御説明をいただきたいと思ひま

す。
○政府委員(岩崎充利君) まず第一点でございま
すが、二月二十八日に日本中央競馬会から決算書
の提出がありました。

これによりますと売得金は約三兆九百八十五億
円、また第二国庫納付金は約九百五十四億円とい
うことになっております。なお、これにつきまし
ては現在ヒアリング等を行い、精査中でございま
す。

それから第二点でございしますが、このことにつ
きましては、昨年競馬研究会というのを設けてい
る制度の検討をいたしております。それで、
控除率の問題をどうするかということにつきまし
ていろいろ御議論がありまして、両論ございまし
た。一つは、控除率を下げるべし、これはファン
サービスの面から控除率を下げてしかるべきだとい
うお考え。もう一点は、公営競技の横並びとい
うような形の中で競馬だけ下げるといふことはい
かがかということ。この点につきましては今後さ
らに慎重に検討を要するだろうということござ
います。ただ、ファンサービスの観点から剰余
金を活用しながら何らかそういう形のものにとれ
ないだろうかという御指摘があったところでござ
います。現在この点も含めて検討をしているとい
う段階でございします。

○村田誠静君 大蔵省にお尋ねをしたいんです
が、今の農水省の発表によりますと、多少の精査
は別といたしまして、一応中央競馬会の決算状況
から見九百五十四億円の第二国庫納付金が見込
めるといふふうに理解して、財源がここにあると
いうことだけ確認してよろしいでしょうか。

○政府委員(小村武君) 今回の九十億ドルの財源
につきましては、日本中央競馬会からも五百二十
億円の御協力をいただいておりますが、これは第
一納付金でございします。第二納付金につきましては

は決算剰余金の二分の一を国庫に納付していただくということになっておりまして、今回の補正の閣議決定段階におきましてはまだ決算の作業中というところで見込まなかったわけでございます。ただいま農水省からお話のありましたようなことで、さらにこれから農水省においてその決算について精査を行うということでございますので、今回の増額補正の対象にはいたしませんでしたが、その決算が確定した次第当然第二国庫納付金として納付されるものと心得ております。

○村田誠雄君 わかりました。

それで、これは防衛庁に答えていただくんです。ようか、きょうの新聞によりますと、きのうの予算委員会でも総理大臣が、特例政令については国際機関の正式な要請もなくなりかつ避難民が完全になくなったときにこの政令は失効させると答弁をなさったということでございますが、政令を失効させるといふことはどういうことなのか。つまり、特例政令を制定したときと同じように、逆の政令廃止の法的な手続をとってこれを失効させるという意味なのか、それとも政治的に国際機関の要請もなくなり事実として避難民もいなくなったからこの特例政令は実効性を持たなくなるといふ意味なのか、どちらの方なのか、ひとつお答えをいただきたい。

○政府委員(山本善吉) 御指摘の政令は御存じのとおり当分の間の措置というふうに定められているわけでございます。この「当分の間」と申しますのは、イラクのクウェートに対する侵攻及び占領に始まります湾岸危機に伴いまして生じた避難民の本国への輸送の必要性が存在する期間ということでございます。したがって、避難民輸送の必要性がなくなるまではこの政令は必要なものというところでございまして、現段階でも、まだどういふことになるかわかりませんが、避難民が出る可能性、そして国際機関からの要請がある可能性はなお存在しているというふうに私は理解いたしております。さて、そこで御質問の点でございますけれども、

もし仮にこの避難民の輸送の必要性が完全になくなった場合にはどうなるのかという点でございますが、この「当分の間」と書いてある場合の法律なり政令の終期の問題でございますけれども、これは通常確定期限が定められていないわけでございますから、その実体がなくなつたときにはいよいよ自然消滅といふように実効がなくなるといふ形、わざわざ政令改正なりをしなくてもそのまま自然消滅するというのが一応の私どもの法的な解釈でございます。

そこで、御指摘のきのうの総理の答弁でございますけれども、これは政治的な立場からそのところを何らかの形で明らかにするといふふうに答弁されたものと私も理解いたしております。

○村田誠雄君 「当分の間」と法律用語としてあちらこちらに出てくるんですが、「当分の間」で二十年も三十年もやっているとケースがいっぱいあるんですよ。これは、それは言葉を使いますが、国際機関からの要請があつてなおかつ避難民が大量に発生した場合は、中東地区だけじゃなくてこの条項が発動されるというふうに理解していいんですか。

○政府委員(山本善吉) この政令は御存じのとおり非常に要件がきつく書いてございまして、今回の湾岸危機に伴いまして生じたイラク、クウェート及びそれら周辺国からの避難民として、その救済のための活動を行う国際機関から我が国に対し本国への輸送の要請があつた者とする、つまり湾岸危機としまして、ここでは今回のいわゆるイラクのクウェートに対する侵攻、それから国際連合加盟国のイラクに対する武力行使、それからこれに引き続く重大緊急事態、こういうふうな定義をした上で、これに伴つて生じた場合に限り、こういうこと、それから国際機関からの要請、こういうことになっております。

したがって、今回の一連の湾岸危機という事態がなくなり、かつそれに伴つて生ずる避難民の輸送の必要性がなく国際機関からの要請がなければ実効的な意味を失ふということでございます。○村田誠雄君 もう一度くどく確認をしたいんですが、それではアジアとかアフリカ等において国連要請もしくは難民が大量に発生した場合はこの条項は適用できない、逆の表現をしますと、自衛隊機を使つての難民は輸送できない、特別な政令をつくるなり立法をしない限りはできないものといふふうに理解してよろしいんですか。

○政府委員(山本善吉) お説のとおりでございます。○村田誠雄君 それではお聞きをしたいんですが、昭和六十二年年度の補正予算におきまして、政府の専用機B747-400型を二機購入する費用として三百八十七億五千八百万円が計上されております。政府専用機検討委員会では、この飛行機の購入の目的もしくは保有の目的については、総理大臣等の輸送に使う、緊急時における在外邦人救出のための輸送に使う、海外の災害地域に対する救援物資の緊急輸送等に使う目的のためにこの二機の政府専用機を購入するという説明をされております。

お尋ねをいたしましたら、この政府専用機は本年の八月に一号機が、十月に二号機が引き渡され、アメリカにおいての慣熟飛行訓練を行った後、日本には十一月ごろ来る、こういうふうな説明を受けたんですが、これで間違ひございませんか。

○政府委員(荒田建君) 私どもの方で購入の事務を扱っておりますので、私からお答えをいたします。先生今おっしゃいましたように、政府専用機は二機、ボーイング社の747-400、これは、日本航空が最新の最新鋭機ということでしたか、去年の春ぐらゐから実用といひますか営業に使つている最新機種でございますが、これにつきまして六十二年の補正予算におきまして二機の購入経費を計上いたしましたので、自來その購入の關係の事務をすつと

やつてきておりましたが、おっしゃいましたようにいよいよことしの八月に一号機、十月に二号機という形で日本に引き渡しが予定されておりました、アメリカにおきましていろいろな訓練を行つた上で日本に十一月に持つてこよう、こういう予定で今作業を進めております。○村田誠雄君 その当初の保有の目的の中には書いてないんですが、これは今回のような難民輸送にも使う予定なんですか、どうなんですか。

○政府委員(荒田建君) 購入の目的といたしましては、六十二年当時に政府専用機検討委員会というものを設けまして、その委員会でも議論して、今先生おっしゃいました総理大臣等の輸送、緊急時における在外邦人救出のための輸送、それから海外の災害地域に対する救援物資の緊急輸送等といふことで、一応三つの購入の目的を決めて購入したわけでございます。実は、今お話のございました避難民の輸送という点に關しましては、これからその目的に使うかどうか、政府専用機の検討委員会というところで今後検討するということになるかと思ひます。現在の段階では、まだ避難民の輸送にこれを使うかどうかまで議論は至っておりません。

○村田誠雄君 今国会において、国際協力をするためとか国際社会における日本の役割だとか任務分担等で大変な論議があるわけですね。避難民輸送の問題を一つとつても日本がどう協力をするかといふことで大変な論議になっているときに、政府が保有している、しかもことしの十一月には政府の権限でもって運航できる飛行機が二機来るにもかかわらず、その使用目的、避難民も運べるかどうか、それに使うかどうかまだ現在検討している、こういうことですか。

○政府委員(荒田建君) 確かに国際協力の必要性が叫ばれて避難民の輸送ということいろいろその必要性が言われておるわけでございますが、実はこの専用機は十一月に入つてまいります。したがって、まだ目的とかその他いろいろ

が答弁したことは違ってくることになるんですよ。外務大臣は、駐在武官として海外に赴任している自衛官は自衛隊の職をやめて外務省の一般職の職員として採用して派遣している、こう明言しているんですよ。あなたの言うとおりだったら、何もやめる必要はないじゃないですか。そういうことになりませんか。

それなら、質問を変えます。

自衛隊の身分を持った工作隊なり医療技官が今度の事例で外務省の職員として身分をかえて併任して出せる、人事院はそういうふう理解してゐるんですか。そういうふう理解してよろしいんですか。

○説明員(角野敬明君) 繰り返しになって恐縮でございませうけれども、現在の国家公務員法の任用の考え方といたしまして、一般職に欠員を生じた場合の欠員補充の方法として採用という行為があるわけでございませうけれども、その採用の対象になる者につきましては、特別職の職員を含め一般職の職員以外の者ということでございますから、特別職の職員を含め一般職以外の者をもつて充てることができるといふことでございます。

○村田誠醇君　その場合、特別職の身分は失うんですかどうするんですかと聞いているんですよ。失わないんですか。失わないで採用というのは、両方になるでしょう。そんなことができるんですか。そのところをはつきりしてください。

○説明員(角野敬明君) 国家公務員法上は、必ず特別職の身分をなくさなければならぬというふうに明記されているわけではございません。

○村田誠醇君　いいですよ、これはやがて出てくる問題なんだから、工作隊を派遣するとかいろんなところで出てくるんだから、当然大論議になるんです。それははっきり言っておいてくださいかね、ここで答弁したことはやがて出てきますからね。

こればかりやっていられないんですが、さらにお聞きします。

この政府専用機は、現在、どこの省庁が所管しよう、あるいは将来的にどこの省庁が所管しようか、という方針なんですか。自衛隊がやるんですか、外務省がやるんですか、それとも運輸省でやるんですか、総理府でやるんでしょうか。運航主体、責任主体の官庁はどこなんですか。

○政府委員(荒田建君) 政府専用機の運用主体の問題でございますが、購入の事務は私ども総理府の方で行いました。これが十一月に入つてまいり

ますと、それからできるだけ速やかに運用体制をとらなければいけない。そのときにどの役所がこれをやるのかということとございますけれども、現在実は関係省庁と、将来どういうふうによつていくか、これは先ほど申し上げました運用目的との関係も出てまいりますし、また政府専用機でございますからいつでもどこへでも飛んでいけるというような随時即応態勢もとらなければいけない、いろんな問題もございますので、十一月までのしかるべき段階までに関係省庁の局長クラスで構成しております政府専用機の検討委員会の方で鋭意検討していくということとございまして、現在の段階ではどこの省庁が運用主体になるかということは決まっております。

○村田誠醇君 大蔵大臣にお聞きしたいんですが、今回、先ほども言ったように国際協力だとか国際義務だとか、国際社会における日本の責務とか役割について大衆論議になっている。大蔵省が補正予算までつけたこの政府専用機を活用す

る方法について、ここには大蔵大臣しかいらつしやらないんですが、政府は何も論議をされてないんでしょか。

○國務大臣(橋本龍太郎君) 確かに公式に閣僚レ
ベルで論議する機会をまだ私も与えられておりま
せん。むしろ事務方の諸君に對しまして私は急げ
急げということをしばしば申してまいりました
が、今答弁がございましたような状況でありま
す。

○村田誠醇君 それでは、六十二年の六月二十一日に「政府専用航空機の購入について」という由

間報告が事務方から出ていますが、この後何も報告書が出ていない。六十二年から現在に至るまで、今の大蔵大臣の話によると事務方に任せてあるということだけれども、事務方はどういう作業をしておったんでしょうか。現在どうなっているんでしょうか。

しかも、予算委員会では、テレビを見ておりましたら、西川議員の質問に対して、政府専用機があつたら外交渉のためにも平和のためにも飛飛ばべ

回って国際協力、平和のために役立ちたいと外務省は言っているんです。外務省の所管に移す、そして平和利用に使う、これならどこの政党もだれも文句を言わないと思うんですけれども、こういう方向で決まらないんですか。あるいは事務検討がでないんでしょうか。

○政府委員（荒田建君） お答えいたします。
確かに六十二年の購入契約は十二月ということ

で、四年弱ぐらいたちましてようやくこの十一日に入ってくる、こういうような状況下にあります。その間一体何をしておったのか、今日のような情勢にありながら一体何をしておるんだというようなおしかりはごもつともだと思いますが、私どもといたしましては、購入契約をいたしまして、しかる後に毎年毎年支払いをやっております、その契約事務の円滑な執行あるいは運用基盤の整備ということで、実は二年度の補正で格納庫の建設というようなこともようやく着手に至るといふようなこともございます。

それから、大きな飛行機でございますし、国としても初めて運用することでございますので、ノーハウの蓄積、諸機材の購入、あるいはマ

ンパワの養成、こういった点についていろいろ検討しなければならぬ点が出てくる。そういつたことで慎重な検討をやつてきておつた段階でございまして、いよいよこの十一月に入るといふことで、いわば準備もこれから本格的な準備段階といたしますか、最終段階に立ち至つていふというよう

うなことでございまして、これから鋭意先生の御指摘の点も踏まえまして検討をしていくという上

うな段階でございます。

○村田誠醇君　それでは、検討する項目の中に白衛隊法第百条の五との関連も当然出てくると思ふんです。「航空機による国賓、内閣総理大臣その他の政令で定める者」の輸送、これがまさに政府専用機の購入、保有の目的とびつたり一致しているわ

けでしょう。百条の五に基づいて運用するんですか、それともこの法律とは別の基準でもって運営するのでしょうか。そこら辺はどういう検討をな

さつてゐるんですか。

○政府委員（岡山善君） 自衛隊法に関する御質問でございますので、私の方からお答え申し上げます。

百条の五というのは、防衛庁長官が国の他の機関から依頼があつた場合に航空機によつて国貨等を輸送することができる、こういうことでございます。

ただいまの御質問は、今総理府の方からお答えがございましたように、現段階ではまだどこでそれを運用管理するかということが決まっていないという段階でございますので、この百条の五が適用されるという前提としては、防衛庁の方で運用管理するという前提に立つたことになるわけでございますので、ただいまの状況からいたしまして、仮定の御質問ということで、お答えを明確に申し上げますことができないということでございます。

○村田誠醇君 防衛庁じゃないですよ。総理府に聞いているんです。

この飛行機を外務省なり総理府なり運輸省で所管するのなら、自衛隊法百条の五との関連が出てくるでしょうと言うんです。つまり、総理大臣が

動くときにこの政府専用機に乗って行くのか、自衛隊が保有している飛行機、それは輸送機であろうが何だろうがいいです、大蔵大臣が二回ほど乗ったフランス製のピューマというあのヘリコプターだってあるんだから、どっちを使っているんですかということが問題なんです。

避難民だつて同じなんですよ。二つの飛行機があつて二つの方法があるなら、どっちをとるの

か。片方はなくすのか、それとも自衛隊に全部の飛行機を渡してしまつて自衛隊でやつてくたさいというのか、これによつては全然議論も違ふし、法律改正も場合によつたら出てくる可能性がある。あるんです。

そこで、総理府がこの百条の五との関連でどう

す。
○政府委員(荒田建君) お答えいたします。

先ほど来申し上げていることの繰り返しになつて恐縮でございますが、政府専用機をこの省庁が管理運用するのが適當であるかという事は、専門的、技術的な点、あるいは導入の目的、そういったことも関係してまいります。

今後とも政府専用機の検討委員会において検討するという事でございますので、その管理運用体制がある程度固まった段階で法的にどういった規定をつくるかあるいは調整をするかというような議論になっていこうかと思ひます。今日段階ではまだそういったところで議論が煮詰まっていないうことと申し上げさせていただきます。

○村田誠雄君　ヘリコプターの場合は、六十一年の九月三十日の閣議了解でとりあえず最初は総務庁だったものを防衛庁に移管したんでしよう。その結果として百条の五の二項というのが新たにできたわけですよ。このときは既に早々とやっていたんじゃないですか。だったら、今度の飛行機を防衛庁に移管するの。国際協力その他を言うのであれば、外務省の所管にしたっておかしくないと思ひます。

○政府委員(荒田建君)　お答えいたします。確かに本年十一月という事で、おっしゃるとおり真近に迫つてまいりましたわけでありまして、専用機の主要用途をいたしまして、総理大臣の輸送ですとか、在外邦人の救出ですとか、あるいは災害援助物資の輸送といった用途に当てるために購入しておるわけでございまして、実はそれぞれ所管の省庁があります。内閣総理大臣の輸送、いわゆる総理がサミットを初め海外にいろいろお出かけになる、そういう任務は総理府なり内閣なりにあるわけでございまして、その他の任務は外務省なりあるいはその他の省庁にあるというようなことでございます。

○政府委員(荒田建君)　お答えいたします。確かに本年十一月という事で、おっしゃるとおり真近に迫つてまいりましたわけでありまして、専用機の主要用途をいたしまして、総理大臣の輸送ですとか、在外邦人の救出ですとか、あるいは災害援助物資の輸送といった用途に当てるために購入しておるわけでございまして、実はそれぞれ所管の省庁があります。内閣総理大臣の輸送、いわゆる総理がサミットを初め海外にいろいろお出かけになる、そういう任務は総理府なり内閣なりにあるわけでございまして、その他の任務は外務省なりあるいはその他の省庁にあるというようなことでございます。

機の使用でございますので、これから関係省庁といたしまして議論をしなければならぬ。確かに今まで何をやってきたというおしかりはごもつともございまして、先ほど来申し上げておりますように、これから本格的にその議論を開始する段階であるという事で御了解いただきたいと思ひます。

○村田誠雄君　大蔵大臣、先ほどから聞いておられるのとおり、私も、国際協力とか国際分担をすることについてやぶさかじゃない、しかも政府専用機というこの二機をもつて協力することについてやぶさかじゃない。

○政府委員(荒田建君)　この政府専用機につきましては、私ども総理府の方で購入をいたしまして、今までのところ三年度中は私どもの方で管理をしていくという事で考えておりますが、今後の要するに本格的な運用になった後の管理運用基準、こういうものは、先ほど来申し上げておりますように内閣の中に政府専用機検討委員会というものが設置されておまして、こちらの委員会の検討事項の中に、政府専用機の使用目的及び使用基準、それから政府専用機の管理運用体制、その他政府専用機の保有に必要な事項ということ、この委員会の場で検討をして結論を出すというふうな手続きに今なっております。この検討委員会ですけれども、十一月に來ることを踏まえまして鋭意精力的に検討していく、こういうことになっております。

○村田誠雄君　実際に飛行機が来るようになってからでなければ検討しない。事前に來ることがわかつてゐるのに、十一月になつて現実に來た、あるいは來ることになつたから、そしてまたこういう問題が発生してきて議論されてゐるから、保有の目的とか運輸を今から一生懸命やると。しか、六十二年のこの政府専用機検討委員会の中間報告以來、何も會議をやっていないんでしよう、

同時に、今委員が御指摘になつておられます問題点、たまたま外務省というふうな例示を挙げられましたが、私は、内閣官房でありまして、総理府でありまして、あるいは運輸省でありまして、要はその政府専用機というものがいかに国家、国民のためによりよく活用されるかということから検討していただければ、今内閣参事官の方から述べられましたような複雑な悩みをなさなくてもよいのではないかと、個人的にそのような感じを持ち、なお議論を深めていただけることを期待しております。

○村田誠雄君　それでは、この政府専用機の運輸の方針とか管理に対する基準、責任、責任官庁、これはいつまでにだれが決めるんでしようか。大蔵大臣の御意見を伺ひたいと思ひます。

○政府委員(荒田建君)　この政府専用機につきましては、私ども総理府の方で購入をいたしまして、今までのところ三年度中は私どもの方で管理をしていくという事で考えておりますが、今後の要するに本格的な運用になった後の管理運用基準、こういうものは、先ほど来申し上げておりますように内閣の中に政府専用機検討委員会というものが設置されておまして、こちらの委員会の検討事項の中に、政府専用機の使用目的及び使用基準、それから政府専用機の管理運用体制、その他政府専用機の保有に必要な事項ということ、この委員会の場で検討をして結論を出すというふうな手続きに今なっております。この検討委員会ですけれども、十一月に來ることを踏まえまして鋭意精力的に検討していく、こういうことになっております。

○村田誠雄君　実際に飛行機が来るようになってからでなければ検討しない。事前に來ることがわかつてゐるのに、十一月になつて現実に來た、あるいは來ることになつたから、そしてまたこういう問題が発生してきて議論されてゐるから、保有の目的とか運輸を今から一生懸命やると。しか、六十二年のこの政府専用機検討委員会の中間報告以來、何も會議をやっていないんでしよう、

事務方の打ち合わせだけで。そういう怠慢なことをやっておつて、国際協力とか国際社会における任務の分担とか役割だとかと言ふこと自体が、おかしな話じゃないですか。

それは事務方を責めるんじゃないで、あくまでも一番上に立つてゐる政府、大臣がもっと督促して、きちんとやらないといふことを指示し、これを検討しろ、こういう方向で検討しろといふことが出ない限り、防衛庁に移す場合はこれです、外務省の所管したらこうなります、総務庁の所管したらこうなります、海上保安庁にやったらこうなります、幾つかのメニューはそれは事務方は書けると思ひます。

○政府委員(荒田建君)　先生のお話は、三機あるスーパーピューマ、現在使つてゐるヘリコプターの移管をどうするかというふうなお尋ねかと

○政府委員(荒田建君)　先生のお話は、三機あるスーパーピューマ、現在使つてゐるヘリコプターの移管をどうするかというふうなお尋ねかと

思います、これは専門的な輸送能力のある防衛庁に移管いたしまして、それは自衛隊法の百条の五の方でたしか運用しているわけでございますが、この検討委員会でも大きなジャンボ機をどこにやるかというところの中でそのスーパージョーをどうするかというところの議論をするかどうか、それは私は、その検討委員会の場合はあくまでジャンボ機をどうするかというような検討でありますし、そのスーパージョーというヘリコプターの所管移管については議論する必要がないと考えております。

○村田誠雄君 この質問をやめてほかにいこうと思つたんですけれども、そういうふうになるかと問題が出てくるんですよ。

百条の五で「国貨等の輸送の用に主として供するものの航空機を保有することができ」と自衛隊法に書いてあるんですよ。そして、この77の飛行機も同じ任務、目的を持った意味で保有するんですよ。二つあるんですよ。ヘリコプターか飛行機か、その違いはあるかもしれないけれども、法律的には全く同じことをするための飛行機がヘリコプターと飛行機と二つあるんですよ。これは必ず調整しなきゃおかしいでしょう。どっちでも使えるんですよ。航続距離が短いからヘリコプターで、長い外国へ出ていくのが飛行機で、これは主務官庁がそれぞれ違ひますなんて、そんなばかな話、あんた言えるんですよ。

○政府委員(荒田建君) 失礼いたしました。ちょっと質問の趣旨を取り違えておりました。

問題は、先ほど大蔵大臣からお話があったんですが、政府部内のこの検討委員会で、航空機の保有の問題でございまして、これからまとめて検討をするということになるかと思ひます。

○村田誠雄君 先ほども言いましたように、まだまだほかの機会に、現実に飛行機が来たとき等々にも質問できると思ひますから、そのときまで楽しみにしておきます。

最後に、外為特会について若干お聞きをしたい

と思ひます。

私は一年生議員でございまして、こんな特会があったのか、どうなつていたのか、実は勉強させていただくまで全くわからなかつたんです。本会議でも質問をさせていただきまして、本補正予算で一千二百二十五億円の財源をここから見込んでおる。なぜ一千二百二十五億円見込んだのか。裏を返していえば、二千億、三千億見込んでもおかしくないはずなのに、なぜ一千二百二十五億円なんですか。大蔵大臣の本会議での答弁によれば、赤字会計にしてはまずいからというのがある。その理由でございまして、ちよつとその点について御説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(千野忠男君) ただいまお話がございましたように、なぜ千二百二十五億円かというのは、予備費を一カ月分残しまして残りを一般会計に繰り入れたということでございます。

後半の御質問でございまして、これはやはり外為特会の特殊性というところをちよつと申し上げなきゃいけないと思ひます。

外為特会は、為替相場の変動で保有しております外貨の円建ての価値が著しく変化するというのが特色でございまして、そういうことで、この外為特会におきましては、為替相場の変動で生じた外貨の評価損というものを繰り越し経理する一方で、特会収支の健全性を確保するために積立金は積み立てていく、そして評価損と積立金が見合ひの関係にある、こういうことでございまして、したがひまして、これが見合ひないということになることは外為特会の健全性を非常に阻害するということになるわけでございまして。

○村田誠雄君 評価損と積立金のバランスがとれていないとまずい、こういう御説明でございまして。それでは、大蔵省にお聞きしたいんですが、過去何年もの外為の決算状況をずっと見てみれば、評価損に見合ひだけの積立額を積んでいるのは、この二、三年でしよ。しかもそれまでの間、六十年、六十二年に至つても、剰余金の

中から二千六百五十億、二千六百億及び一千四百億を一般会計に入れているじゃないですか。しかも、そのときには積立金の額と評価損とはバランスがとれていないんですよ。バランスのとれていないのに大蔵省はこれだけの金を一般会計に外為から取つておるんですよ。あなたの説明でいけば、一番最悪の施策をとつた、こういうことになつておるんでしょ、その点はどうか。

○政府委員(千野忠男君) この外為特会の経理の内容というものは、そのときの例えは為替レート、金利、それから海外における運用金利等非常に変動要因が多いわけでございまして、したがひまして、今お話がございまして、結果的にはそういうことにはございまして、我々は、この会計の運用の考え方としては、あくまでも健全性確保の観点から方針としては評価損と積立金が見合ひにあるべきだという精神で運用しているわけでございまして。結果はまたいろいろあると思ひます。

○村田誠雄君 この外為特会は円貨の安定、ドル、対外通貨等の安定のためにあるわけでしよ。しかも、かつて円貨の水準を維持するため、高いのか低いのかは別として、一方的に一定の水準に保つために買い出動あるいは売り出動に出、政策的な判断でもつて一定の水準でもつて買い支えをしたというところが行われた会計ですよ。国の政策の方針としてドル幾らとか、あるいは一円何ドルという設定をして、これが日本経済を守るために必要だということで日銀が買い出動した、そして膨大な評価損を受けたということもあるわけですよ。

政策的な判断でこの外為特会が赤字になるといふことは、過去何回も行われてきたわけでしよ。政治が判断すれば済むことなんです。そのために必要だと見れば、この外為特会は必ずしも赤字経営、剰余金を発生させる必要のない会計じゃないですか。だったら、今回のような緊急事態のときに、この中からわざわざ平成三年

度から一千九百億持つていつて、なおかつ余つたうちから平成二年度の補正予算に一千二百二十五億円を持つていくなんというそんなことなことはない、この会計が思ひ切つて八千億とか九千億持つていつたつておかしくはないんじゃないですか。政策判断で赤字が出たつてこの会計はい性質の会計なんだから不思議ではないと思ひますけれども、その点はどうか。

○政府委員(千野忠男君) そういう御指摘はございまして、私も思ひましてはこういうふうな考えでございまして。

要するに、積立金と従来の評価損の繰越額というものが見合ひない場合どういふふうなことを考えるべきかというところでございまして、保有外貨に評価損が生じている場合というのは、結局、そのファイナンスのために発行された為替を保有外貨のみでは償還できないという状況にあるわけでございまして、したがひまして積立金というものは為替の償還財源としての意味を持つていふわけでございまして。したがひまして、今御指摘のようなことで実質赤字の状態になりますと、いわば積立金を加えましてもなお為替の償還財源に不足をするということになるわけでございまして、これは甚だ外為特会の健全性の見地から好ましくないというふうなことを考えるわけでございまして。

そういうことで、私も、事情の許す限り、今申し上げましたような健全な特会の内容とすることを頭に置きまして運用しておるということでございます。

○村田誠雄君 評価損と見合ひの積立金が必要だといふんであれば、現在積立金の額の方が八千億ぐらい上回つていますね。今の説明だったら、この分は取り崩したつて健全性を阻害しないといふに理解しますし、またこの評価損は手持ちの外貨なり外国証券を期末に幾らのレートで、基準上出てきている現在の損失額でしよ。これはその基準が円高にいくのか円安にいくのかによつて評価損が大きくなつたり評価損益が出たりするわけ

でしょう。そうしたら、益が出たらどんどん使つていい、こういうことになるんですよ。あなたの説明を聞いてみると、積立額は要らなくなつちゃう。バランスをとる必要性がなくなつちゃう。こういうふうになるんですけれども、その点はいかがですか。

○政府委員(千野忠男君) 三年度の年度末の繰越評価損が約六兆一千億ほどございます。そして、二年度末の見込みの積立金が六兆九千八百億ほどございます。ということで、御指摘のように、これを比較しますと積立金の方が若干多いということでございますが、実はこの積立金は一ドル百四十二円という評価になつてゐるわけでございまして、現在の例えば百三十円前後といったようなあたりで評価をいたしますと、これはもう約七兆円の繰越評価損ということになつてしまひまして、結局、積立金と繰越評価損はちょうど見合つてしまふということになるわけでございまして。したがいまして、そこには余裕はございません。現状はそういう状況でございます。

それから、利益があればその分だけ余裕があつて使えるじゃないかというお話でございますが、先ほど申し上げましたように、為替のレートが常時大幅に変動をし、そしてまた海外の金利も国内の金利も変動する状況にございますので、やはりここはある程度外為特会の仕事を円滑に行い得るようには余裕を持つて運用することが必要であると考えております。したがいまして、生じました利益、剰余金というものは積立金に繰り入れるということが法律上原則になつてゐるわけでござい

ます。○村田誠醇君 今、一ドル百四十二円で換算した数字の評価損である、そして現在の日本のレートが百三十四円五円から知りませんが、だから評価損が発生している、こういうことでしょう。それだったら、円安になつて評価損が出てきたら、あなたの言うような積立金は関係ないじゃないですか。つまり、これは締めた時点の、三月末なのかそれは私ちよつと事務方のことについては知り

ませんけれども、結果として生じた簿価上の問題であつて、マイナスのこれだけのお金が現実に出ていったわけじゃないし、あるいは積み立てて保有している外貨を取引するなり売買して現実に利益なり損金が発生したときには計上されてくるものなんでは。それまでは数字上出てゐる問題です。

あしたこの外為特会をクローズするのならこれだけの金を積立金の中から返さなきゃいけないかもしれないけれども、現時点ではこれは必ずしも補てんをしなきゃいけない性質のものじゃないんじゃないですか。帳面上出てゐる数字であつて、これは常に日々動いてゐるんだし、益が出ていてもマイナスが出ていたとしても、それは結果として出てゐるだけであつて運営には何の支障も来さないんじゃないでしょうか。その点は違ふんですか。

○政府委員(千野忠男君) 法律によりまして特会の健全性維持のために利益は積立金に繰り入れるということになつてゐるわけでございまして、これは赤字が生じたときだけこの補てんに充て得るということになつてゐるわけでござい

ます。そういうことでございまして、今回の場合は積立金には手を触れませんが、そうして外為特会から一般会計への繰り入れ措置をいたしましては、予備費の一カ月分を残した分を剰余金の増加分として見込みまして、これを一般会計に繰り入れるということになつてゐるわけでござい

ます。○村田誠醇君 赤字にしたら健全性が損なわれるから非常に困るんだという説明ですが、平成二年度の外為特会の剰余金見込み額から平成三年度の予算に一千九百億円の繰り入れを行つてゐるんですよ。予算を組んであるんですよ。歳入に入つてあるんですよ。利益の先取りをしてゐるんですよ。そして、平成二年度の補正予算で一千二百二十五億円をさらに取つたんですよ。そうしたら、外為特会はどうなりますか。ぎりぎり赤になるか少し黒になるかどうかの数字しか出てこないじゃないですか。つまり、大蔵省がみずから自分

たちの政策判断でもつてこの外為特会がぎりぎりか下手をしたら赤字に転落するかもしれない政策を平気で行つてゐるじゃないですか。これ、もつと多く取つたつていいんじゃないですか。それとも、赤字に転落する危険性がないというふうに判断してゐるんですか。

○政府委員(千野忠男君) 二年度の特会の剰余金を三年度の一般会計へ千九百億円の繰り入れますほかに、これは別に二年度予算へ繰り入れるということがいかなるものかということかと存じますが、まずこれについて若干申し上げさせていた

きたいと存じます。外為特会法の十三条によりまして、「毎会計年度の歳入歳出の決算上」「残余があるときは、予算の定めるところにより一般会計の歳入に繰り入れる金額を除く外、これをこの会計の積立金として積み立てるものとする。」ということになつております。この規定に基づきます特会剰余金の一般会計繰り入れ措置の要否は、各年度の予算編成過程の中で一般会計の財政事情でござい

ます。とあるいは特会の収益状況を考へて総合的に判断して入れるかどうかを決めるということでございます。確かに、過去には一般会計の財政事情が非常に厳しかったときに、そのような厳しい一般会計の財政事情を勘案いたしまして、例えば昭和五十七年度から六十三年度でござい

ますが、税外収入対策の一環としまして、当面の外為特会の運営に支障を生ずるおそれのない範囲で剰余金の一部を一般会計に繰り入れたことはござい

ます。○村田誠醇君 今の御説明を聞いておきますと、非常な措置をとつたんだと。それはそれでいいですよ。しかし、あなたが読まれた基準、会計原則からいけば、決算をして生じた剰余金については原則として積み立てます、あるいは歳入予算として繰り入れる、これが原則なんです。

平成二年度のこの外為特会はまだ決算終わつてないんですよ。だから、決算が終わつてから、つまり剰余金が確定してから行うのなら、私は何も言わないです。しかし、一步譲つて、平成二年度の部分の見込める部分を三年度である程度見通しましたよといつたらこれはまだいいですよ。平成二年度の予算で組んであるものを二年度の補正の財源とするために法律上の特例措置をしたんですよ。今まさにその言われたとおりの臨時例外的なやり方をしたのなら、何で臨時例外的な措置が

一千二百二十五億円で済むんですかというんですよ。もつとやつたつてできるんじゃないんですよ。うかというのが私の質問なんです。つまり、一千二百二十五億円でなければいけなかつた理由は何ですかということですよ。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 私は委員がお述べになつた理論構成を全く否定しようとは思ひません。同時に、国金局長から御説明を申し上げます。

たようなこの外為特会というものの持つ性格、そしてストックの面におきましてもフローの面におきましても、為替との絡みで一定のリンクさせた内容を持ちたいという性格、こうしたものは委員にも御理解がいただけると思うのであります。

問題は、今回、特例を講じ法律上の手当てを行つたこの湾岸対策というものの追加財政需要に對し、財源として外為特会から捻出した財源が適当であるかどうかという視点であろうと存じます。そして、委員が述べられましたように、一時的に外為特会に大きな影響を与えてもつと巨額の財源をここで捻出することによつて直接国民に御負担を願う部分を削減すべきではないかという視点は、私は一つの御意見としてそれを否定するものではありません。

と同時に、通貨当局の立場、外為特会を所管する国金局の立場からすれば、やはりぎりぎりのバランスというものを見なければならぬという使命感も、これは御理解をいただきたいと存じます。

まさに臨時異例の措置ということでありますが、もともと異常な情勢に対応するための支出として、当初、私はこれを否定いたしません、金額を国民に御負担を願うべきであるという判断に立ちました私自身が、その後の本院を含めました国会の御論議等の中で、やはり政府自身がぎりぎりの努力をしなければならぬという判断に立ち、税外収入を確保するための努力の一環として、外為特会からこれだけのものを捻出する努力を命じた、そう御理解をいただきたいと存じます。

私は 委員の理論として積み上げられたお考え、さらには一時的な影響を外為特会に与えても国民に臨時的に御負担を願う部分を減らす、あるいはなしにしろというお考えと先ほどから伺っております。そうした考え方も成り立たないとは決して申しませんが、政策選択の問題として私はこういう判断をいたしたということであります。

○村田誠醇君 最後に一つお聞きしたいんですが、特別会計というのはこの外為だけじゃなくてた

くさんあるわけですね。分類でいけば、事業を主とする事業会計の分類に入るもの、保険会計に属するもの、融資会計及び整理会計とかいろいろな特別会計があるにもかかわらず、この外為特会だけが何で平成三年度の財源予算にも繰り入れられ、平成二年度の補正予算の財源として取り上げられたのか。表現を変えて言えば、大蔵省が所管しているからほかの省庁と話をするよりは自分のところの懐からばつと金を持ってきた方が早かつたのかもしれないんですが、この会計だけを平成二年度と三年度の財源としていじった何か特別な理由はあるんでしょうか。そのことをお伺いをして、最後の締めにしたいと思います。

○政府委員（小村武君） 御指摘のように特別会計にはいろんな種類がございます。

御指摘の保険特別会計におきましては、保険料と見合いの歳出を立てまして、それが一種の精算行為を行わなければ確定的な国の収入にはならないというような問題がございます。

外為特会につきましては、講字上資金特別会計というものに分類されておりまして、特定の目的のために設けられた資金の運用に伴う収支を経理するものということで、一般会計から区分して経理しているところでございます。外為特会自体をうした資金の運用を図って収支を明確にする、こういう一つの目的を持って運用されているわけでございまして、収益を上げ、それをもって一般会計に納付をするというような性格のものではございません。

ただ 今回の場合に、先ほど国際金融局長から御説明もありましたように、平成二年度の外為特別会計の予備費の減額、いわば歳出の減額を行うことによりまして生まれた資金につきまして特別に納付をしていただくということで、まさにぎりぎりの御努力を願って財源を捻出したというふうな御理解を願いたいと思います。

○稲村穂夫君 私は、実はこずつと衆議院での予算、そして本法律案の論議、それからまた本院での予算委員会の論議等々いろいろと伺つてまい

今、村田委員の質問にのみじくも大蔵大臣が御答弁になりましたように、まさにこれは政策的判断、そういう性格を持った非常に重要な法案ということになるわけであります。

本来でありますと、それこそ総理あるいは外務大臣に聞かなければならない性格のものが随分多いわけでありませうけれども、本委員会に付託をされた法案の審議という形になりますので、大変失礼な言い方で恐縮であります、大蔵大臣にどこまでお伺いができるのかなというようなことなどもございますので、大変恐縮ですけれども、初めに少し確かめさせていただきたいと思ひます。

今度の九十億ドルの追加負担について、大蔵大臣はこの政府の決定に至るまでの経過の中でどの程度関与されたのかということを伺いたいと思います。

○国務大臣(橋本龍太郎君) どの程度の関与と言われます意味がもう一つはつきりしませんが、決定した責任者であるかということであるならば、これは最終的に総理が決定をされ、決断をされた金額であるということであります。

それから、事前における話し合いに参画しておったかということでありますならば、G7から帰りました直後に私は総理官邸に総理をお訪ねし、G7並びにその直前に行われましたブレイディ財務長官との会談内容等を御報告し、総理に判断材料をお渡しした一人であります。これは私だけではなく、一月の十三、四日ごろだったかと思いま

すが、外務大臣が訪米をされましたときの感觸等も外務大臣からも当然お伝えになっておられると思います。また、その後において行われました政府・与党首脳會議にも私は出席をいたしておりますし、最終的にももちろん閣議の席にはおつたわけでございますから、関与と申しますなら、この問題の当初から関与をいたしておつたということになるうかと存じます。

○稲村稔夫君　ちよつと抽象的な伺い方で恐縮で
ありました、大体アウトラインは自分なりに理

解ができたような気がします。

そこで、アメリカの財務長官との会談からが大蔵大臣が直接的にかかわったということになります。と思いますが、アメリカの財務長官との会談の中では具体的に九十億ドルという金額が示されたのでしょうか。

○国務大臣（橋本龍太郎君） これは、実は今までもしばしばお尋ねをいただきまして、証拠立てる方法がありませんのでお答えを申しますたびに大変苦勞いたしましたのですが、具体的にそういう金額を明示した話し合いはございませんでした。

湾岸危機におけるその支援について日本の協力の重要性ということは確かにお話がありました。そして私からも、日本としても我が国の国際社会における地位にふさわしい協力をする用意があるというお答えをいたしましたことも事実であります。

ただ、その時期におきましては、アメリカ自身においてもこの薄岸危機というものが戦闘状態に突入した中でどれぐらいの費用がかかるものかという数字がございませんでした。そして、今ちょうど私、手元を捜していたんですが、その紙がど

こへ行っちゃったかわからないんですけど、たしか一番多くかかるケースとして八百六十億ドルぐらい、それから少ないケースとして二百八十億ドルぐらいの数字があったように思います。しかも、それはアメリカの議会予算局の数字であつた。

たと記憶をいたしますが、行政府としては確たる数字を全くまだつくり出しておられませんでした。そういう中でありますから、実は数字として確定したものがこの席に出てきたという状況には全くなかったわけであります。

○稲村秋夫君　というお話を伺っておりますと、今まで総理もお答えになっておられるように、この九十億ドルという額は自主的判断で決めまじしとの議論の中で私がわからなくなってくるのは、

ではなせ九十億ドルになったのか、このところへ戻ってこざるを得ない。大蔵当局は、これはもう事務レベルの場合でも予算のときには大変厳し

い査定をいろいろとされるわけでありまうすけれども、ここで九十億ドルの負担が妥当だと考えた理由というのはどこにあるんでしようか。

○國務大臣(橋本龍太郎君) これは総理の方が非常に御説明がお上手でありまして、今までも御自分が判断をされる時に脳裏に浮かんだ数字というものをいろいろ述べておられましたけれども、結論的に申しますなら、やはり国連安全保障理事会決議というものが従って沿岸の平和と安定を回復するために行動している関係諸国、これらの国々がさらに大きな負担を余儀なくされている沿岸の情勢のその時点における現状、また国連加盟国として日本が国際社会においてその地位にふさわしい支援を行う必要がある、こうしたことを総合的に勘案した中から九十億ドルの追加支援策というものをやるのが適当だと判断をされたということになるかと思ひます。

特に日本の場合に一番私も自身が感じますことは、平和回復活動に対する人的な面での支援というものが、アメリカ、イギリスのほかにパキスタン、バングラデシュといった途上国を含む二十を超える国々が兵力を派遣し、また韓国あるいはフィリピン、ポーランド、こうした国々は医療団を派遣しているといった状況にございました。

こうした状況の中で、我が国は国連加盟国として安保理決議六七八に基づいてこれら関係諸国の活動に対して適切な支援を与える責務を有している、こうした判断からまず九十億ドルという金額を考えた。また同時に、安定した国際秩序のもとにおける極めて大きな経済的繁栄を享受している日本、しかも中東において原油の七割以上を依存している国、こうしたことを考えるときに、国際社会において地位にふさわしい支援を行う必要がある、こうしたことを総合的に勘案した中から、できる限りの措置として九十億ドルの追加支援を行うことが適当と、そう判断されたわけでありまうす。

○稲村稔夫君 大蔵失礼な言葉ばかり出て申しわけないんですが、大蔵大臣のお答えは総理よりも

もつとお上手だというふうに思ひます。大事なところを全部避けておられるように私には聞こえないであります。

なぜかといひますと、具体的に政策的に包括的にかんがりの援助をしようとか何とかいうそういう範囲のときだったら、今のお話はそれぞれわかるんですが、ところが、九十億ドルという具体的な金額が出てくるわけですね。具体的な金額が伴っていく場合というのは、財政当局というのは極めてそれが妥当であるかと常に厳しくチェックをしていくのが当然のまた役割だと思ひますね。つがみ金で出すというわけにはいかないんだというふうに思ひます。

ということになりますと、この九十億ドルという金額がなぜ妥当なのかというのは、それなりに根拠がなければならぬんじゃないかと思ひます。私は、そういう意味で、大蔵当局がこれならば妥当だと判断したそういう具体的な判断を伺いたい。もしたくさんいろいろあるものがあるのであれば、それは資料としていただきたい。これは当然の要求で、知りたいことだと思ひますけれども、いかがでしようか。

○國務大臣(橋本龍太郎君) これは困りましたね。今申し上げましたような過程で、政府・与党首脳会議で議論の上最終的に総理が決断をされたという以上、数字的に御説明を申し上げる資料を私自身有しておりません。

○稲村稔夫君 そうすると、これはやっぱりつかみ金になるんですか。

○國務大臣(橋本龍太郎君) つかみ金と言われまうすと非常に困るんです。

まさに総合的な判断の中で、私どもはこれだけの金額を負担する、そういう決断をいたしましたということでありまうす。

○稲村稔夫君 つかみ金と言われても困ると言われるけれども、具体的な判断の資料というのは今説明できる資料を持っています、こうおっしゃいましたね。具体的な判断の資料がなくて、それ

で全体的にこれだけが適当だと判断したということになると、これはやっぱりつかみ金ということにしかならないんじゃないですか。理屈の上でそうなりません。

○國務大臣(橋本龍太郎君) 私どもの頭の中に、例えばこれはG7の席上での話であります、たまたま周辺国支援の問題に移りました瞬間に、一番先に発言を求めましたドイツが、昨年九月の時点とは異なり今度はトルコ領域内までNATO軍のエリアの中というところで我が国は戦闘部隊を既に出している、それだけ周辺国支援における我が国の負担は減つて当然のことであろうというような意見を述べたといった雰囲気私に脳裏にあり、そうしたものを総理に報告したことも一つであります。

また、その時点において確定をいたしておつたわけではございませんが、大体どの国がどれぐらの拠出をしようとは、コーヒープレイクその他の間に会話を交わしております中でそれなりに各国の感覚というものが出てまいります。そうした中の感じというものは私に確かにそのままだち帰る、総理に御報告をいたす判断の材料等にいたしました。ただ、これは他の国々の話でありまして、ここでその時点においてどの国がどういう負担に應じようであつたかというところは、お許しをいただきたいと思ひます。

○稲村稔夫君 そうすると、物差しをいかに使うかは、国際的な負担の割合というか、バランスというか、そういうところがあるようだというふうには私の方は受け取らざるを得ないんであります。

予算委員会での議論の中でもなほ具体的にこの九十億ドルでなければならぬのかということのあれが結局乾かないから、また同じようなことを私もこの席で伺わざるを得ません。ただ、予算委員会と違ひましてこれは私の持ち時間もほとんどたつていきまして、そのことばかりにあれでございせんが、伺えば伺うほど私の方は、なぜ九十億ドルなのかという疑問が大きくなるばかりであります。

ります。これはこれからの後の方の質問にみんな関連をしておりますから、先へ進ませたいだこうと思ひます。

そこで、戦争が終わつたといふことは、これは私も本当によかつたと思つております。そのかわり、亡くなられた方、犠牲になられた皆さんのことは、本当に胸を痛くしているわけでありまうす。そして、そういう中で予算委員会でも戦後復興の問題にかなり議論が出てまいりました。

そこで、戦後復興と中東地域の平和維持の問題というのは、私はこれはこれからの大変な問題になるんじゃないかというふうに思ひますが、そこでまず、戦後復興にはいろいろと協力しなきゃならいせんといふことを総理も言つておられますし、外務大臣も言つておられるようであります、今後どのような負担が想定をされるということになりまうす。

そして、ここでそのこととあわせて伺つておきたいのは、今度の九十億ドルを政府でお決めになつて、国際的にも負担する、こういうふうになつていくんだから国会の方は何とかして事後承認、事後承認です、ね、形としては。ということなんです、今度も、復興のために一生懸命やりました、外国と約束をいたしましたから、国会ではまた事後承認をお願いいたします、こういう形になる可能性を持っているのかどうか。この辺のところも、外務省がおられましたらまず伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(川上隆朗君) お答え申し上げます。戦後復興についての御質問でございますが、クウェートが解放されました、我が国としては引き続き湾岸地域の平和と安定の回復のために積極的な努力していくことが重要であるわけでございますが、このためにどのような方策が適切であるかというところにつきましては、現在鋭意検討中でございます。

いずれにしても、これは関係国の具体的なニーズというものを踏まえながら対処する必要がある。それから、域内諸国のイニシアチブという

ものも尊重する必要があるというふうに考えております。こういうことをやりながら、関係諸国、国際機関とも十分協議した上で、我が国として適切に対処してまいりたいというふうに一般的に考えておる次第でございます。

○稲村稔夫君 経費の方はもう少し後の方に回しましょう。

そうすると、戦後復興の援助をする範囲というのは大体どの程度のことを考えていますか、具体的な国だとかその地域は。

○政府委員(川上隆朗君) 援助の範囲という御質問でございますが、戦後復興ということに限りますれば、恐らく直接戦火の被害があった国、つまりクウェート、イラクといったような国が中心になるかと思えます。ただし、湾岸戦争によって影響を受けたというようなことを考えれば、もちろん周辺諸国、エジプト、ヨルダン、トルコといった我々が既に支援をしております国も含めまして、その他のアジアの諸国、東欧の諸国といったような国に必要な経済的な支援の範囲も及ぼるかと思えます。

○稲村稔夫君 そうすると、直接的な戦災の復興の援助、そしてその影響をいろいろ受けたアジアあるいは東欧までが考えられるということになると、これは相当膨大な援助の金額を必要とするというふうに、今具体的に金額を聞いてみるといっても、具体的な金額を積み上げるなどと言っても今できる状況じゃないというふうに想定されます。その辺はどうなんですか。

○政府委員(川上隆朗君) お答え申し上げます。先生御指摘のとおり、復興支援費の額につきましては、ここまでの段階で予算を与えることは適当じゃないかと思えますし、現在さまざまな試算が行われているという状況であらうかと存じます。先ほど申しました直接戦火を浴びましたクウェート、イラクといった国につきましては、クウェートにつきましては元来極めて富裕な国であるという点がございまして、その点を踏まえて対処

するということが必要でありまして、またイラクにつきましても本来産油国であるというようなことも勘案しながら、イラク自身の国際社会への復帰の対応を十分見守りながら、域内諸国、域外の西側諸国あるいは国際機関等と十分歩調を合わせながら対応していく必要があるのではないかというふうに考えておるわけでございます。

このような考え方を前提に見てみますと、経済協力が直ちに非常に大きなものになるということは今の時点では考えにくいというふうにも思われます。

○稲村稔夫君 直ちに大きなものになるということとは考えられないと。そうすると、戦災をこうむったところをしばらく眺めているということですか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 経済協力局長の答弁に補足しながら今の委員の御質問にお答えしたいと思います。

実はもともこの湾岸の情勢というものを全く抜きにいたしましてG7でも非常に論議になっておりましたのは、東欧の新たな計画経済から市場経済への変更に伴う資金需要、これにはもちろん東西両ドイツが統一ドイツになってそこから出てくる経費もございまして、そして、その延長線上においてペレストロイカの進むソ連における今後の資金需要というものはどうなるか、これがもう一つの大きな問題としてございまして、それとは全く別に累積債務の問題があり、日本の立場としてはアジアというものを意識せざるを得ないという問題がございました。

そうした中で世界的にどうして貯蓄率を高めるかといった議論が交わされていたわけでありまして、そうした状況の上にこの湾岸危機というものが発生をし、結果的にクウェート並びにイラクという二つの国が戦火の中で国土が荒廃するという状態になったわけでありまして、当然ここには相当な資金需要というものが予測されます。そうして、それに対して日本も当然のことながら協力を惜しまない、それだけの努力を払わなければなら

なくなることは間違いありません。

ただ、問題は、その経費としてどのくらいのものが必要になるかということが今全く想定できないということでありまして、例えば燃えている油田の消火といった日本の技術能力において対応し切れない問題もありませんから、全く想定できないものがあります。そして、たちまち必要になる食料とか医療とかあるいは仮の住宅建設とか、日本がお手伝いをする直近の問題というのは当然あると思えます。

しかし、両方の国これ自体がまだそこまで作業がいつていない段階、そして当事国としてどういう援助を他国に求めるかということ自体がまだ意見として出てきていない状態でありまして、我々はそうした声に対してこたえる努力を当然のことながら払うつもりでおりますけれども、今その額が想定できる状況にございせん。

それと同時に、経済協力局長の答弁に補足をしたいと思いましたが、国連決議六七四の中で、イラクは少なくともクウェートに対してはみずから行った破壊に対する補償の責任を原則的に負しております。具体的にイラクにその支払い能力があるかどうかというところは、これはまた別でありまして、この辺の絡みがクウェートの再建計画の中にどう位置づけられるのかという問題もございまして、そうしたことについて関係国間で当事国を含めて今後急ピッチで話し合いというものが持たれ相談が行われ、その中においておのずから日本が果たすべき役割というものが出てくると私は思っておりますし、その責務には当然日本は応じていく体制を整える必要があると考えておりますが、具体的な数字のめどがつけられる状況にないという点は御理解をいただきたいと思うものであります。

○稲村稔夫君 具体的な数字のめどが今立てられるはずはないわけですから、それはもうよくわかっているのです。

問題は、今すぐにはというふうに言われたんですが、それは確かにきょうと

かあしたとかいうことはないかもしれませんが、しかし新しい年度予算が動いている中で、一年間の中ではもう既にいろいろなものが出てくるはずなんです。というふうに考えていけば、すぐのことでしょう。それで私は、結構大きな経費が要るのじゃないですか、こういうふうに向ったわけですか。

それで、そういう援助をしていくということは特定のところに集中的に金が必要ということになってきます。そうすると、これまでの援助をやってきた体制に影響は出てこないでしょうか。

○政府委員(川上隆朗君) ただいま大蔵大臣から御答弁がございましたように、今後これらの国に対する復興の援助、さらには周辺国その他の今次湾岸戦争によって影響を受け経済的な困難、損失をこうむった諸国に対する援助の問題というものはこれからどのような数字となつてあらわれてくるか、それから国際協調体制のもとで日本のこの援助体制に因与する度合いというのは一体どのくらいのものになるのかといったようなことを注意深く見ながら検討していくということになるかと存じます。

その中におきまして、ODA予算の中でこれらの国に対する援助というものを、できる限り当面する経済的な困難を除去するという観点から、質量ともに見ながら検討していくということではな

いだろうかと思っております。

○稲村稔夫君 うまくいろいろと言っておられるつもりなのかもしれないけれども、この新聞報道、違ふんだつたら違ふでちゃんと言っていたんだきょうですが、二月二十六日の新聞報道に「あやうい「アジア独自外交」という囲みみたいになったものがあるんです。これで、ついこの間は、その関係の国の方にお会いしただけに、愕然としてこの記事を読んだ。それはモンゴルですが、ついでこの間、モンゴルの国会議員の皆さんが参議院も表敬訪問されて、私どももお会いをしていろいろと歓談をしたわけでありまして、そこで、モンゴルへ食糧援助、「数千万円規模の緊急食糧援助に

悪戦苦闘している。」という記事なんです。それで、結果としては、いろいろと努力したけれどもなかなか費用が捻出できないで、農林族の議員の皆さんの協力をもらって、農水省に協力をしてもらって、それでモンゴルに小麦粉とかか、精製糖であるとか脱脂粉乳各五トンの寄附を集めて送ることになった。ところが、それをモンゴルに輸送する航空運賃約五百万円すら経済援助の予算から出せないということになって、結局、運賃百五十万円のコンテナ船と鉄道による輸送に落ち着いた、モンゴルまで四十日間かかる、こういう記事見て私は愕然としているわけです。

一方で集中的に経費が必要なのは、これはもうよくわかります。けれども、そのために今度これはこれは直接関係のない、我が国としても人道的に対応しなきゃならない、そういうことが起こってきたときに、この新聞の記事のようなことだったからこれはもう何ともしようが、これは事実だったんです。

○政府委員(川上隆朗君) モンゴルの件につきましては、私は詳細をちょっと今つまびらかにいたしておりましたが、私の理解するところ、モンゴルにつきましては実は無償資金協力の範囲内で小規模無償というシステムがございまして、その小規模無償という予算の費目の中から今回の輸送費を、先ほど先生おっしゃいました援助物資は民間の拠出だということに承知いたしておりますが、その輸送部分を小規模無償の予算で見るということで現在手続を進めているところと承知いたしております。詳細については、突然の御質問でございましてのでつまびらかにいたしておけません。

○稲村稔夫君 私は、実はできたことについてこういう事実がよかつたか悪かつたかという議論を今しているわけではない。要は、集中的に金がこれから要りますといったときにほかの方の自由がきかなくなる、こういうことであつては困るんじゃないですか、その辺のところは十分に考えているんでしようかということが一番大事なポイントなんです。その辺はどうですか。

○政府委員(川上隆朗君) 先生御指摘のとおりでございまして、いろいろな今回の沿岸危機というものに伴いますこれらの経済協力というものをもちろん拠出的にも考えていかなくちゃいけません。それが、それと同時に、それぞれの国に対する援助というものをできる限りたいたい御指摘のような点も含めましてきめ細かいものにしていく、そういう努力がますます重要であるというふうにお聞きして、このようにいう予算を通過しまして、援の予算といたしたようなものを最近拡充いたしております。このようにいう予算を通過しまして、援の予算といたしたようなものを最近拡充いたしております。

○稲村稔夫君 いずれにしても、湾岸の復興だとかそういうために経費が必要だからということとを理由にして、ほかのいろいろな援助の体制が手抜きにならないようにということをしつかりと私は踏まえていたきたい、こう思うんです。

ちよつと質問の角度が変わりますが、次に多国籍軍のイラクの核施設破壊の報道、これは米軍から発表をされているわけでありまして、またブッシュ大統領の演説の中でも核施設の攻撃を明確に言っております。イラクはIAEAの加盟国のはずであります。ということになりますと、IAEAのものと核施設は査察に置かれるけれども、同時に保障される、こういうことになっているはずであります。この多国籍軍の核施設破壊というのが具体的な事実としてどの程度のことをつかんでおられるのか、まず第一に外務省に伺いたいと思ひます。

○政府委員(渡辺允君) お答え申し上げます。最初に、まず先生御指摘になりましたとおり、アメリカ側は、多国籍軍がイラクの核関連施設を攻撃の目標といたしまして、空爆によって核兵器生産能力をほぼ一〇〇%破壊したということを公にいたしております。ただ、具体的にどういう施設を破壊したのか、また具体的にいつそれが行われたかというふうな詳細な説明は一切行われておらないわけでございます。

もう一点、イラクは、これも先生御指摘のとおり、IAEAのメンバーでございまして、IAEAによる査察がイラクの核施設については行われております。

○稲村稔夫君 さらに、イラクは核拡散防止条約の方も批准をしているというふうに私は承知しているわけでありまして、IAEAでは何回かこの核施設に対する軍事攻撃をしないようにということを総会決議として行っております。これは一回ではありません。特にイスラエルがいきなりイラクのフランスから購入した原子炉を稼働直前に空爆をして壊したというときを契機にして、かなり強く打ち出されるようになりましたね。

それで、決議としては私の知っているだけでも三回程度はあるわけでありまして、国際機関としてのIAEAがこうした軍事攻撃の禁止を決議している、国連総会でも各国ともそういう条約を結ぶべきだという提起などもしているわけですね。国連でもそういう問題を重視して取り上げて、国連総会でも決議になっている。こういう経過などがあるわけでありまして、にもかかわらず米軍があえてこれを攻撃し破壊したという、そのことについてはどういうふうな理解をしておりますか。

○政府委員(渡辺允君) 国際原子力機関、IAEAの総会あるいは国連総会におきまして、IAEAの保障措置の対象となっておりまして平和目的の原子力施設への攻撃は安保理が国連憲章に従って直ちに行動すべき事態を惹起するであろう、こういう趣旨の決議がこれまで何回か採択されております。これは先生御指摘のとおりでございます。

他方、今回のいわゆる米軍を中心とした多国籍軍の武力行使につきましては、これは昨年の八月に起こりましたイラクのクウェート侵略という国際法違反の事態を受けて国連の安保理が累次の決議を採択をして、イラクに対してクウェートからの撤退、それからクウェート正統政府の復帰、すなわち本来独立国でありましたクウェートの状態をもとに戻すようにという要請をしてきたわけでございますが、これをイラクが受け入れるところとならなかった。

その結果、決議六七八というものが安保理で採択されました。この決議六七八は安保理決議の六六〇及び累次の関連決議、これが先ほど申し上げたイラクのクウェートからの撤退その他を規定した決議でございますが、これらの諸決議を堅持かつ実施し、湾岸地域における国際的平和及び安全を回復するために国連加盟国にあらゆる必要な手段をとる権限を与えたわけでございます。

そのような権限に基づきまして多国籍軍による武力の行使がこの安保理決議六七八の目的を実施するために行われたわけでございます。そのよううな武力行使の一環として核関連施設、あるいは化学兵器・生物兵器関連施設等についても武力の行使が行われたというふうな理解をいたしております。

○稲村稔夫君 だけれども、IAEAの総会決議、これでは一番大事だと思ひますのは、イスラエルが攻撃をした後で行われた決議になるわけですが、「すべての国が、国連憲章にもとづく義務を完全に尊重し、いかなる国の領土保全や政治的独立に対しても、とくにその核施設に対するいかなる軍事攻撃も含めて、力の脅迫や行使を差し控えることを求める」、こんな内容の決議になっているわけですね。

それで、イラクに対するIAEAの査察が八月以降に行われております。その査察では、このイラクの原子炉が核兵器に転用をされる危険性を持ったものだ、という指摘もしているんでしようか。

○政府委員(渡辺允君) イラクの核関連施設につきましては、昨年の十一月にIAEAによる通常査察が行われております。その昨年十一月の査察の段階では、これらの施設の中の核物質は軍事転用されていないという結論が出ております。

○稲村稔夫君　そして、アメリカ側でもこれに對しては、例えば今イラクが核兵器を使おうと思つたつて、アメリカ側の表現で言えば、爆撃機に積めないような重たい大きいものだつたらつくれるかもしれないというようなことも言つていたなどという、爆撃機に積めないような爆弾なんというのはそれこそ意味がないことなんですけれども、なぜIAEAが核施設を攻撃してはならぬということを経済的にきちつとしようと呼びかけているか、ここところが一番大事なわけでしょう。

核兵器に転用しているという事実がない、あるいは核兵器に今すぐに転用されるというような可能性を持たない、しかも大きい方で五千キロワットぐらいの実験炉的な程度、そしてそれは稼働中なんです。稼働中の原子炉を破壊すること、これはやっぱり重大問題じゃないですか。

正義ということがよく言われますけれども、その正義ということの中で、この核施設を攻撃したたということを私は正義とは言えないと思うんですけど、その点はいかがですか。

○政府委員(渡辺允君) 正義というお話がございましたけれども、これは非常に難しい概念であらうかと思えます。

私どもが先ほど御説明申し上げましたようにイラクのクウェート侵攻といういわば国際秩序の根本にかかわります問題に関しまして、安保理決議六七八によつて与えられました権限に基づきました行動であるというふうにこれを理解をいたしております。それで、この国連総会の決議、あるいはIAEAの総会決議というものは勧告的な性格を持つておるものでございまして、現在国際法上、一般的に原子力施設への攻撃が禁止されたという状態までには至つておらないわけでございます。

○稲村穂夫君 問題は、これを禁止しようという提起がされているときに、例えばイスラエルが攻撃した後の一九八一年十一月決議のときに反対をしたのはイスラエル一票であります。そしてアメリカが棄権をして、あとはみんな賛成したんで

よう。我が国だってこれに賛成しているわけですよ。核施設の攻撃というものを非常に大きな犯罪行為と認めたからこういふうになつてゐると私は思ふんです。

きよう本当は時間があれば技術的にも科学的にも少し科学技術庁の皆さんの方から説明を受けたというふうに思いましたけれども、せっかく来ていただいたのに、時間がもうなくなってきましたので、そこところに触られませんか。おわびをいたします。

問題は、核施設を攻撃すれば必ず放射能が外へ漏れる、こういうことになるわけでありまして、放射能が漏れたときには場合によつてはその国民だけでは済まない、そういう問題も含んでいるわけです。チェルノブイリのような事故であれば、それこそ全世界を巻き込んでしまうということになるわけでありまして、それだけに、核施設に對する攻撃というものについての強い禁止への動きというものは私は当然だと思ふんです。これに對してアメリカが棄権をしているところにも私は思ひます。

国連の決議が何物にも増して最優先するとい
のであれば、その国連に提起をされているこ
うした核施設攻撃を禁止するというそのこと
をきちんと守ることも非常に大事なことで
はないか、そんなふうに思うので、その点
をひとつ指摘をしておきたいと思うん
です。

そして、どの程度のことが起こっているのかというのはいくつとイラクの方も混乱しているかも知れませんから今後あるいは出てくるかも知れません。そうすると、戦後処理にそれなりに我が国もまた対応しなければならぬ、援助もしなければならぬというようなことが起こってくるかも知れない、こういうことになるうかと思えます。

時間もなくなってきましたから、次に環境庁にちよつと伺います。

原油の流出とか油井の破壊にかかわる対策とい

うことで調査団を派遣されるということが新聞報道をされておりますが、これから我が国はどうしようという目的を持っているんでしょうか、そしてまた、この調査団によってどういう対応ができるというふうにお考えになっているんでしょうか。

○政府委員(加藤三郎君) ただいま先生お尋ねの調査団でございますが、湾岸地域での環境の調査団を、これは環境庁というよりは政府全体として派遣するという方針で検討されておるわけでございます。

この地域は、先生御指摘のように、油による大量の海洋汚染問題がございます。さらに、その海洋汚染に伴いまして野生生物、非常に貴重な生物もおるわけでございますが、野生生物もいろんな危機に瀕しておる。加えて、水産資源も非常に大きな被害が出ております。また最近になりまして、あの地域での油井が大変大量に炎上している。これに伴いまして酸性雨でありますとかある。いは地域的には黒煙が非常に発生いたしまして、それによりまして地域の気候といえますか、そういったものも非常に問題が生じておる、こういうことでございます。

こういふ状況につきまして、私ども環境庁のみならず外務省その他関係する省庁ともども非常に重大な関心を持ってこの問題を見てまいったわけでございますが、状況も許すようなことになりましたので、現地に出かけまして、まず現地政府なかりそういったところがどういふ要請を持っているのか、また国際機関とどういふふうな連携ができるのか、また私ども日本政府として何ができるのか、そういったことを調査してこよう、こういうことでございます。

○稲村穂夫君 これも具体的なことは調査に行かれてということになるんですが、この対策と云うのは経費的には物すごく大きいものがかかるんじゃないでしょうか。ある学者によると何兆台のドルがというようなこともありますけれども。

○政府委員(加藤三郎君) 先ほどもちよつと触れ

さしていただきますが、この地域の環境破壊といふのはだんだん明らかになるにつれて相当深刻、膨大であるという認識は深めております。ただ、いかんせん正確なデータが十分つかめておりません。例えば油の流出量につきましても、いろんな報道がございますが、必ずしも正確な量を把握しておりません。それから油井の炎上、これも非常に日々報道されておりまして、そのたびに数字もいろいろと変わっております。

そんなような状況下でございますので、被害た
るや相当膨大という予測はつきましますものの、具体
的にどのくらいの数字になるのかまだ把握しかね
ております。

○稲村穂夫君 さてそこで、外務省にもっと伺いたいこともいろいろあったんですが、時間の関係がありますので、これも申しわけないが、通告をしておいたけれども省略をさせていただきます。

問題は、今私が伺いましたことそれぞれに対応を考えていくならそれなりにもうかなりの膨大な費用がかかるから、先ほどから何回も言っています、が、考えられます。この膨大な費用というものは、我が国が負担をする分だけでもかなり膨大なものが考えられるわけですが、これはどうやって調達をするんでしょうか。

これは大蔵大臣に伺いたないのでありますが、九十億ドルの中からこういうものの一部に回されるんですか。あるいは九十億ドルというのはこれは別の枠のものであつて、こうした経費というのは全く九十億ドルとは別に新たに考えなかならないものなのでしょうか。

○國務大臣(橋本龍太郎君) これはもう委員がよく御承知のように、今回国会で御了承が得られましたならば、その九十億ドルというものは湾岸平和基金に日本は拠出をいたすわけであります。その中における具体的な話し合いというものがどうなりますか、これはむしろ外務省の方にお尋ねをいただいた方がよいかと思ひますけれども、私はこの湾岸の平和と安定の回復に使用される経費というものがどのぐらになるのか、率直に申し上げ

げて今見当がつきません。

と申しますよりも、この九十億ドルの中から今委員が御指摘になりましたような幾つかのケースに振り向けるだけの財源になるのかどうか、そこ自体が私にはつきりいたしません、いずれにいたしましても、それぞれの問題が極めて大きな問題ばかりでありますから、また別途国際的な枠組みの中で議論をしていく必要がこれらの問題については生ずるのではない、そのように私は感じております。

○稲村稔夫君　そういたしますと、今度の経費にしても、九十億ドルを捻出するために大蔵当局は最初は全部税収で賄おう、臨時の税収で賄おうというふうにされましたけれども、国会で言われると、仕方ない、まあ幾らか予算の方を削って、そんな形になったんじゃないか、だれが見てもそんな感じになるんですよ。

そこで、さっきも臨時特別公債というつなぎ公債だ、何も赤字じゃありませんというふうにいると言われて、今度対応されようとしているのであります、どうも私の極めて素人の俗な感覚でいきますと、うんと短い間で借り入れようが長い間で返すということで借り入れようが、自分の持っているあれをオーバーした借金をすれば、どこの家庭でもそれは赤字として理解をされるわけでありまして、今度のこの臨時特別公債というのは、いろいろと言われるけれども、結局、短期であるけれども赤字公債だというふうには私は理解をしていくんですけれども、どうですか。

○国務大臣(橋本龍太郎君)　今回発行を予定しております臨時特別公債と申しますものが、建設公債に限り発行を認めております財政法第四条の特例としてお認めをいたさうとしているわけでありまして、法形式の上から特例公債として整理されることはそのとおりであります。

ただ、今回の臨時特別公債は、歳出予算などの節減による財源及び臨時特別税の収入が入るまでのつなぎとして臨時的に発行されるものでありまして、これらの財源により償還されることが明らかであるという点で、特定の償還財源を定めておりません従来の特例公債とは異なっておりますということもまた事実でございます。そうしたことから、いわゆる赤字公債ではないということを申し上げてまいっておりますことでもあります。

○稲村稔夫君　私がこんなことを申し上げたのは、九十億ドルでさえこういう対応をしなきゃならなくなる、これからさらに新たないろいろな負担が出てくれば、費用を捻出していくためにまたこの辺のところがむしろ逆に恒常化していくという危険性だつて起こり得るというふうにも思うわけでありまして、今後絶対にこういう特別つなぎ公債みたいなことをやらないということをお約束をしていただけるかどうかということでありまして、

それからもう一つ、基本的には、この九十億ドルの支出でさえこんな状態、ですからこの九十億ドルには私どもはとても賛成できない幾つもの問題があります。先ほどのように、具体的にどうしてその九十億ドルでなきゃならぬのかということもちつとも明確にならないわけでありまして、賛成するわけにはいかぬわけでありまして、さらにはこの上に今後ともこんなことがずつとかぶさつてくるということになりますと、ますます賛成することができない。こういうことを申し上げまして、時間が参りましたので終わりたいと思います。

○委員長(大河原太一郎君)　本案に対する本日の質疑はこの程度にいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後六時二十九分散会

平成三年三月十三日印刷

平成三年三月十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K